

○山陽小野田市環境保全条例

平成17年3月22日

条例第119号

目次

| | |
|-----|--------------------|
| 第1章 | 総則(第1条—第5条) |
| 第2章 | 市民の生活環境保全のための施策 |
| 第1節 | 公害の防止(第6条—第9条) |
| 第2節 | 自然環境の保全(第10条—第12条) |
| 第3節 | 社会環境の保全(第13条—第21条) |
| 第4節 | 文化環境の保全(第22条) |
| 第5節 | 生活環境保全思想の高揚(第23条) |
| 第3章 | 雑則(第24条—第28条) |
| 附則 | |

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、並びに環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の環境保全に関する意思を尊重して環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境の侵害であつて、相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって、健康で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境が損なわれることをいう。

(2) 生活環境 人の生活に密接な関係のある自然環境、社会環境及び文化環境の総合的な環境をいう。

(3) 自然環境 自然の生態系の中で、人の生活と密接な関係のある大気、水、土壌等の物理的・化学的環境及び動植物の生育等の生物学的環境をいう。

(4) 社会環境 社会の生態系の中で、人の生活と密接な関係のある住宅、これに附属する施設その他の財産等の社会的・経済的環境をいう。

(5) 文化環境 歴史上意義を有する建造物、遺跡等で郷土における歴史及び文化を具現し、形成しているもの並びに文化的遺産及び文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための基礎となる環境をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な生活環境(以下単に「良好な生活環境」という。)に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市民が自主的な立場から行う生活環境の保全に関する施策の総合調整に当たるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、公害の防止に努めるのみならず、更にすすんで良好な生活環境が保全されるために必要な措置を自ら講ずるとともに、市が実施する良好な生活環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において良好な生活環境が保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市民の生活環境保全のための施策

第1節 公害の防止

(調査及び監視)

第6条 市長は、公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査及び研究を行うよう努めるとともに公害の状況を把握し、及び公害の防止のための施策を迅速かつ適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び情報管理の体制整備に努めなければならない。

2 市長は、公害の防止に関する施策を推進するに当たっては、市民から公害の実情及び公害の防止に関する意見を聴く機会を設けること等により、市民の意思が反映されるように努めなければならない。

(基本的責務)

第7条 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責任及び負担において必要な措置を講ずるとともに、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時厳重に監視しなければならない。

(最大努力義務)

第8条 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(環境保全協定)

第9条 市長は、公害の防止のため、必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする

る者との間に相互の理解によって環境保全協定を締結することにより、良好な生活環境の保全を図るものとする。

第2節 自然環境の保全

(開発行為の義務)

第10条 開発を行おうとする者は、土地の区画形質の変更をしようとするときは、山林、河川、海浜等の良好な自然環境の保全を図るとともに市民の生活環境の保全に努めなければならない。

(緑化の推進)

第11条 市長は、道路、公園、教育施設その他公共空地において緑と花のまちづくり(以下「緑化活動」という。)を推進するものとする。

2 市民及び事業者は、市の行う緑化活動に対し協力するとともに、その所有し、管理する土地についても、その空地を利用して、樹木、草花等を植えるよう努めなければならない。

(自然環境の適正利用)

第12条 何人も自然遊歩道、公園緑地その他自然的レクリエーション施設の利用に当たっては、植物をみだりに採集し、施設を破損し、汚物又は不要物を捨てる等生活環境を損傷するおそれのある行為をしてはならない。

第3節 社会環境の保全

(住宅地内の静穏の保持)

第13条 何人も、みだりに騒音を発生させて、住宅地内の静穏を妨げるような行為をしてはならない。

(建築規制)

第14条 住宅その他の建物を建設しようとする者は、その敷地に隣接する建物等の日照を損なわないよう努めるとともに、当該隣接地へ雨水及び汚水が流出しないよう適当な施設を設けなければならない。

(廃棄物の不法投棄の防止)

第15条 何人も、道路、河川、水路、山林、空地等にゴミ、汚物その他の不要物(以下「廃棄物」という。)を投棄し、良好な生活環境を悪化させるおそれのある行為をしてはならない。

2 市民は、廃棄物の不法投棄の防止を図るため、これらの監視協力を努めなければならない。

(農業用施設の管理)

第16条 野つば、井戸、溜池、休耕地等、農業用施設の所有者又は管理者は、当該施設の周辺環境の環境保全及び危険防止を図る等、当該施設の善良な維持管理に努めなければならない。

2 農業用施設の所有者又は管理者は、野つば及び井戸の周辺にさくを設けるとともに、その見やすい場所に危険標識を設置しなければならない。

(空地の管理)

第17条 空地の所有者又は管理者は、当該空地が雑草の繁茂により災害、犯罪及び廃棄物の不法投棄の誘発源並びにカ、ハエ、野ネズミ等の発生源とならないよう清潔保持に努めるとともに、特に人の健康に害を及ぼすおそれのある雑草を除去する等、当該空地の適正な管理を行わなければならない。

2 空地の所有者又は管理者は、当該空地の見やすい場所にその者の住所、氏名及び連絡方法を表示した立札を設けなければならない。

(浄化槽、畜舎等の管理)

第18条 浄化槽、畜舎等を設置している者又は獣を飼育している者は、常に汚水及び汚物の処理を適切に行い、悪臭その他の公害及び害虫が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(土砂、泥水の流出規制)

第19条 事業者は、その事業活動において河川、水路等を汚濁するおそれのある工事を行おうとするときは、土砂及び泥水を流さないよう適切な措置を講じなければならない。

(屋外作業の規制)

第20条 事業者は、屋外における事業活動において、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の発生するおそれのある作業を行おうとするときは、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(焼却の規制)

第21条 何人も、ゴム製品、廃油、合成樹脂等の物質を人の健康に害を及ぼすおそれのある場所で焼却してはならない。

第4節 文化環境の保全

(市長及び教育委員会等の責務)

第22条 市長及び教育委員会は、本市における歴史的環境、文化的遺産、その他文化環境を保全するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、本市の文化的遺産を大切にするとともに、人間性豊かな文化を創造し、及び発展させる環境を育てるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動により、文化環境を破壊し、又は損傷することのないよう努めなければならない。

第5節 生活環境保全思想の高揚

第23条 市長は生活環境の保全思想の高揚を図るとともに、市民が行う自発的な生活環境の保護活動を育成するよう努めなければならない。

第3章 雑則

(指導、助言又は勧告)

第24条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認める場合は、関係者に対して指導、助言又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第25条 市長は、この条例の規定に従わず、良好な生活環境の保全上好ましくない状態にあると認めるとき、又は好ましくない状態になるおそれがあると認めるときは、関係者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反の公表)

第26条 市長は、前条の命令に従わない者があった場合において良好な生活環境を保全するために必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(情報の提供等)

第27条 市民は、この条例に違反する事実を認めるときは、直ちに市長に通報するよう努めなければならない。

(委任)

第28条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市環境保全条例(昭和49年小野田市条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。